

東金プ健発第102号
令和7年9月16日

事業主様

東京都金属プレス工業健康保険組合
理事長 嶋村 誠
(公印省略)

新規取得者（扶養認定者）の「資格確認書」取扱いについて

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして格段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年12月2日以降、現行の健康保険証が使用できなくなります。令和7年9月末現在、健康保険証を所持している方で、「マイナンバーカードを所持していない」等の対象者へ「資格確認書」を令和7年10月16日より順次事業所様へ送付いたします。

また、令和7年10月1日到着分より新規取得者（扶養認定者）等の「資格確認書」取扱いについて下記のように変更いたしますのでご確認ください。

記

1、「資格確認書」交付対象者について

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方

2、新規取得者（扶養認定者）の「資格確認書」について

上記1に記載の交付対象者に該当する場合は「資格確認書」での受診となりますので必ず「資格取得届」「被扶養者（異動）届」の「資格確認書発行要否欄」□に✓を付してください。✓を付し忘れた場合は、当健康保険組合にて交付対象者と確認できた時点で「資格確認書」を職権交付いたします。交付までに時間を要しますのでご注意くださいようお願いいたします。

3、新規取得者（扶養認定者）以外での「マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方」「マイナンバーカードを返納した方」について

本人の申請により資格確認書を交付いたしますので、別途「資格確認書（再）交付申請書」をご提出ください。

※マイナ保険証の詳細につきましては「2025／秋 健保だより」をご参照ください

※ ご不明な点がございましたら当健康保険組合 業務課までご連絡ください
電話 03-3634-5151